

令和2年7月28日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
茂松 茂人
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る障がい者手帳等の取扱いについて

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府福祉部より、標記について周知依頼がありました。

今般の新型コロナウイルス感染症対策の一環として、別添のとおり厚労省発（令和2年4月24日付）「身体障害者手帳及び療育手帳の再認定（再判定）の取扱いについて」及び「新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続きの臨時的な取扱いについて」が発出されております。当連絡の趣旨は以下のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

下記の手帳の更新にかかる患者さんが窓口に来られた場合、 各市町村の担当課へ確認することをご案内ください

(下記②各市町村の福祉事務所（障がい福祉担当課）一覽参照)

○対象者：令和2年3月から令和3年2月末までに有効期限等を満了する者

1. 身体障害者手帳：再認定年月の延長（再認定に医師の診断書要）
2. 療育手帳：再判定年月の延長（再判定にあたり医療機関での診断は不要）
3. 精神障害者保健福祉手帳：更新手続きにおける医師の診断書の提出の猶予

【添付資料】

- ①大阪府通知文（7/20付）および別添参考資料
- ②各市町村の福祉事務所（障がい福祉担当課）一覽
- ③厚労省通知文（4/24付）

以上

<担当>大阪府医師会地域医療2課（冨田）
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737
E-mail: h-tomita@po.osaka.med.or.jp